

## 運営規定

### 《介護予防訪問リハビリテーション》

#### (事業の目的)

第1条 この規定は、学校法人四徳学園理事長北澤俊美が設置運営する長野保健医療大学附属整形外科リハビリクリニックが行う介護予防訪問リハビリテーション事業に当たる従業者が、介護保険要支援被保険者等の自宅における生活を支援し、その心身の機能の維持回復を図り、生活の質の向上に寄与することを目的とする。

#### (事業の運営)

第2条 地域の保険、医療、福祉サービスの提供機関との密接な連携のもとに、多様なニーズに対応した介護予防訪問リハビリテーションを行う。

#### (事業所の名称)

第3条 この介護予防訪問リハビリテーションは、学校法人四徳学園 長野保健医療大学附属整形外科リハビリクリニック（以下クリニック）と称する。

#### (事業所の所在地)

第4条 このクリニックは、長野市川中島町今井原 11 番地 8 に置く。

#### (職員)

第5条 従業者の職種及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者

医師 1名

管理者はクリニックの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたる。

2 訪問理学療法士等 1名以上

利用者の居宅（自宅）において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

#### (営業日及び営業時間)

第6条 営業日は月曜日から土曜日までとし、休日は日曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始及び水曜日、土曜日の午後は休業とする

営業日	月、火、木、金	8：30	～	17：00
	水、土	8：30	～	12：00

#### (利用手続き)

第7条 介護予防訪問リハビリテーションを受けようとする者は、このクリニックの発行する介護予防訪問リハビリテーション契約書に主治医の診療情報提供書を添えて手続きを行う。

(介護予防訪問リハビリテーションの提供方法)

第8条 主治医の診療情報提供書に基づいて病状及び心身の状態に応じて、利用者又は家族と相談の上、介護予防訪問リハビリテーション計画を立て、原則として週6回を限度に1回当たり20分の介護予防訪問リハビリテーションを実施する。

(介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第9条

- 1 利用者及び家族に適切なリハビリテーション指導を行う。
- 2 実施した内容については主治医との連携をとり報告する。

(緊急時の対応)

第10条

- 1 現に介護予防訪問リハビリテーションを実施しているときに、利用者の病状に急変等が生じた場合には、速やかに主治医へ連絡し指示を得るなど必要な措置を講ずる者とする。
- 2 時間外の対応については、原則的には主治医と連絡を取るよう指示する。

(利用料)

第11条

- 1 利用者が介護保険適用の場合には、介護保険法の法令で定められた負担額を支払うものとする。
- 2 介護保険適用でない利用の場合は、別に定められた額を支払うものとする。

(業務継続計画)

第12条 クリニックは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 クリニックは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 クリニックは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止)

第13条 クリニックは、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のために対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体的拘束について)

- 第14条 利用者又他者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。  
身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(通常の事業実施地域)

- 第15条 事業実施地域は長野市南部とする。

(守秘義務)

- 第16条 介護予防訪問リハビリテーションにあたる従業者はその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を他に漏らしてはならない。

この運営規定は、平成17年9月1日より実施する。

平成21年4月1日 改正

平成27年4月1日 改正

平成27年5月1日 改正

平成30年4月1日 改正

令和2年7月1日 改正

令和2年10月1日 改正

令和6年4月1日 改正